

カルテ開示を希望される方へ

当院では、インフォームド・コンセントの理念に基づき患者様に診療情報を提供することで、患者様と医療従事者の診療情報の共有化を図り、質の高い医療を実現するため、カルテの開示を行っております。

なお、カルテ開示には法律上の守秘義務がありますので、書類上の手続きと身分証明書が必要です。

【カルテ開示を求めることができる方】

1. 患者様が成人で判断能力のある場合は、患者様本人
2. 未成年者または成年被後見人の法定代理人
3. 診療契約に関する代理権を付与されている任意後見人
4. 患者様本人から代理権を与えられた親族、またはこれに準ずる者

【方法】

1. 当院医事課にある「診療録開示請求書」に記載し、申請者の身分証明書と共に受付に提出する。
(申請者が上記の2. 3. に該当する場合は、本人との関係を示す書類が、4. に該当する場合は、委任状が必要です。場合によっては4. に該当する場合も本人との関係を示す書類が必要です。)
2. 申請を受けてから原則10日以内に、開示の可否について決定し、申請者に通知致します。

【費用】

謄写：10円／1枚 (両面の場合20円／1枚)

閲覧、及び担当医からの説明：4,400円

詳細は、当院窓口(医事課)までお問い合わせください。

医療法人 精翠会 人吉こころのホスピタル

医事課

TEL 0966-22-4051